

平成 20 年度経営計画

富山県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

① 富山県の景気動向

最近の県内の経済は、生産や製造業を中心に設備投資は増加しているが、住宅建設は弱含み、公共投資は低調に推移している。また、雇用情勢は厳しさが残るものの、引き続き改善しているが、今後の有効求人数の動きに留意する必要がある。企業倒産も昨年秋以降、件数、負債総額ともに増加している。こうしたことから、景気は緩やかに回復しているが、一部に弱い動きが見られる。

先行きについては、原油価格の動向が県内経済に与える影響等に留意する必要がある。

② 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や海外経済動向等厳しいものがあり、大企業に比べると回復は遅れており、業種によるばらつきが散見される等引き続き注視していく必要がある。

県内企業の状況は、業種別にみると、一般機械では、自動車産業、航空産業向けの軸受、ロボット関連等が堅調に推移しているが、原材料価格の上昇が製品価格に転嫁しきれていない。

また、非鉄金属についても、国外向け自動車生産の増加に伴い、自動車用産業向けアルミダイカスト casting 製品の生産は引き続き好調に推移している。

なお、金属製品では、アルミニウム建材は、原油高及び原材料価格が上昇していることから、製品価格が一部上昇している。また、住宅関連については、建築基準法改正等による住宅着工戸数の減少により、生産、出荷ともに前年に比べ減少傾向であり、いずれも先行き収益の悪化が懸念される。

(2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、その公共的、社会的使命の重要性を認識して引き続き国、県、市町村の施策に即応し、金融機関及び商工団体等関係機関との連携の下に、以下を重点課題として取り組むことにより金融の円滑化と安定化に資するとともに、「信頼され、顔の見える保証協会」を目指す。

① 利用者サービスの充実

- ・保証の申込、各種相談に迅速かつ親身に取り組む。
- ・CRD経営診断システム(MSS)の活用による経営相談に取り組む。
- ・協会に対する苦情、相談等に一元的に対応する体制を整える。

② 適正な保証審査と期中管理の強化

- ・CRDの活用等により審査の質的な向上を図り、適切な保証対応に努める。
- ・保証後においても、企業の業態把握に留意し、特に業況悪化懸念企業については、早期に面談や実地調査のうえ、必要に応じて、金融機関と連携し、経営改善計画や事業再生計画作成の助言をする。

- ③ 経営支援、再生支援の強化
 - ・再生支援チームを中心に、金融機関や県再生支援協議会と連携し、再生支援のための経営相談や保証を積極的に推進する。
- ④ 求償権の回収強化と効率的な管理
 - ・求償権内容の状況把握に努め、一括回収の促進や法的措置等、適時適切な督促を行い、回収の強化を図る。
 - ・保証協会債権回収㈱の活用を図る。
 - ・求償権を効率的に管理するため、回収見込みのない求償権に対しては、管理事務停止手続き及び求償権整理を積極的に進める。
- ⑤ 制度保証の推進
 - ・国、県、市町村が実施する新たな制度保証の周知に努め、積極的に取り組む。
 - ・セーフティネット保証や流動資産担保融資保証等がより多くの中小企業者に利用していただけるよう広報活動に努める。
- ⑥ 責任共有制度実施に伴う適切な対応
 - ・小口零細企業保証制度の適切な対応に努める。
 - ・金融機関の支援方針を踏まえたうえで、利用者の状況に応じた適切な保証を推進する。
- ⑦ 電算システムの共同化と適正な運用管理
 - ・平成20年7月の稼動に向け、着実に作業を進める。
 - ・電算システム共同化による新たな事務処理を円滑に進めるため、諸規程、事務処理手順等を整備するとともに、金融機関等への周知に努める。
- ⑧ 人材育成と運営規律の強化
 - ・計画的な研修の実施等により、人材の育成に努める。
 - ・コンプライアンス実施計画を着実に推進し、法令遵守態勢の充実に努める。
 - ・個人データ安全管理体制の充実に努め、個人情報の一層の保護に努める。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

- ① 金融機関との責任共有制度の実施に伴い、利用者からの保証申込や金融機関からの保証依頼、代位弁済等の動向を見定め適切に対応する必要がある。
- ② 再生支援保証、創業ベンチャー保証、経営革新保証等、さらに、担保、保証人に依存しない保証への適切な対応を図るため、審査能力の向上に努めるとともに、相談機能の充実を図り、利用者のニーズに応えていく必要がある。
- ③ 利用者の状況に応じた、特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、流動資産担保融資保証、創業ベンチャー支援資金保証、セーフティネット保証、国、県、市融資制度保証等を積極的に推進するとともに、新たな保証制度に取り組む必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 金融機関との責任共有制度の実施に伴う対応
- ② 担保、保証人に依存しない保証への適切な対応
- ③ 相談機能の充実
- ④ 各種保証制度の積極的な推進

(3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関との責任共有制度の実施に伴う対応
 - ・個別企業に対する金融機関の支援方針を踏まえたうえで、利用者の状況に応じた適切な保証を推進する。
 - ・小口零細企業保証制度の適切な対応を進める。
- ② 担保、保証人に依存しない保証への適切な対応
 - ・面談や実地調査による実態把握に努める。
 - ・CRDを活用し、更なる審査の質的向上と効率化に努める。
 - ・目利き講座の受講、中小企業診断士による内部研修により審査能力の向上に努める。
- ③ 相談機能の充実
 - ・CRD経営診断システム(MS S)の活用による経営相談機能の充実を図る。

④ 各種保証制度の積極的な推進

- ・優良企業に対しては、特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証を積極的に勧める。
- ・業況悪化企業に対しては、セーフティネット保証を積極的に勧める。
- ・創業ベンチャー企業に対しては、創業ベンチャー支援資金保証等を積極的に勧める。
- ・流動資産担保融資保証を積極的に勧める。
- ・国、県、市融資制度保証を積極的に勧めるとともに、国等の新たな保証制度への適切な対応に努める。

【期中管理部門】**(1) 現状認識**

中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、昨年秋以降、企業倒産は増加している。このため、金融機関との連携強化により期中管理を一層徹底するとともに、業況の悪化企業を早期に把握し、正常化や再生に向けた支援を強化する必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
- ② 業況悪化懸念企業の早期把握と適切な対応
- ③ 延滞企業の早期正常化の支援
- ④ 再生支援保証の積極的な推進

(3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
 - ・期中管理や各種手続きの遵守徹底を図るため、説明会や保証業務講座等により周知する。また、必要に応じて個別金融機関の本部と協議し、改善の要請に努める。
- ② 業況悪化懸念企業の早期把握と適切な対応
 - ・業況悪化懸念企業については、面談や実地調査のうえ、金融機関と連携し、経営改善計画や事業再生計画作成の助言をする。
 - ・大口の特定保証企業については、每期決算書を取受けし、業況の把握に努め、必要に応じ適切な助言を行う。
- ③ 延滞企業の早期正常化の支援
 - ・延滞企業を早期に把握し、正常化への支援に努める。
- ④ 再生支援保証の積極的な推進
 - ・再生支援チームを中心に、金融機関や県再生支援協議会と連携し、再生支援のための経営相談や保証を積極的に推進する。

【回収部門】

(1) 現状認識

- ① 求償権の回収環境は、年々厳しさを増していくものと見込まれる中で、個別求償権の実態の把握に努める必要がある。
- ② 個別求償権の状況に応じた回収の強化に取り組む必要がある。
- ③ 求償権の効率的な管理を図るため、回収見込みのない求償権の管理事務停止、整理を積極的に促進する必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 一括回収の促進
- ② 担保処分の促進
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
- ⑤ 求償権の効率的な管理

(3) 課題解消のための方策

- ① 一括回収の促進
 - ・少額分割弁済先に対しては、一括弁済の折衝に取り組む。
- ② 担保処分の促進
 - ・競売申立や競売物件情報の周知に努める等、早期処分に積極的に取り組む。
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
 - ・不履行先に対しては、夜間を含めた来協依頼や訪問等による交渉に積極的に取り組む。
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
 - ・無担保求償権に加え、平成元年度以降に代位弁済した担保付求償権のうち、無担保化した求償権を委託する。
- ⑤ 求償権の効率的な管理
 - ・求償権を効率的に管理するため、回収見込みのない求償権に対しては、引き続き管理事務停止手続き及び求償権整理を積極的に進める。

【企画部門】

(1) 現状認識

- ① 国、県、市町村が行う中小企業向け施策に対し、機動的に対応する必要がある。
- ② 金融機関との責任共有制度の実施に伴い、金融機関の融資動向や中小企業者の資金調達動向を注視する必要がある。
- ③ 広報活動等の充実や相談会の開催により、「信頼され、顔の見える保証協会」を目指す必要がある。
- ④ 電算システム共同化に向けて適切な対応を進める必要がある。
- ⑤ コンピュータの活用等により事務処理の一層の合理化、効率化を図る必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 金融機関との責任共有制度実施後の利用者、金融機関の動向の把握と適切な対応
- ② 新たな制度をはじめ、各種制度や取扱手続きの周知
- ③ 相談会の開催や広報活動等による顔の見える保証協会づくり
- ④ 電算システムの共同化と適正な運用管理
- ⑤ 事務の合理化、効率化によるコスト節減と利便性の向上

(3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関との責任共有制度実施後の利用者、金融機関の動向の把握と適切な対応
 - ・説明会や研修会等に参加し、制度の周知を図るとともに、情報収集に努める。
 - ・保証申込の動向に関する調査、分析を行い、適切な対応を図る。
 - ・特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、流動資産担保融資保証、創業ベンチャー支援資金保証、セーフティネット保証、国、県、市融資制度保証等を積極的に推進する。
- ② 新たな制度をはじめ、各種制度や取扱手続きの周知
 - ・説明会や保証業務講座を開催する。
 - ・新しい保証制度の取り組みと周知を図る。
 - ・国、県、市が実施する新制度を積極的に周知する。
- ③ 相談会の開催や広報活動等による顔の見える保証協会づくり
 - ・県、市町村、金融機関、商工団体等と連携し、相談会を積極的に開催する。
 - ・業者団体、経済団体等主催の研修会へ積極的に参加する。
 - ・ホームページの充実を図る。
 - ・経済講演会を開催する。

- ④ 電算システムの共同化と適正な運用管理
 - ・平成20年7月の稼働に向け、着実に作業を進める。
 - ・電算システムの運用管理を適正に行うため、電算システムの運用管理規程を整備する。
 - ・電算システム共同化による新たな事務処理を円滑に進めるため、諸規程、事務処理手順等を整備する。
- ⑤ 事務の合理化、効率化によるコスト節減と利便性の向上
 - ・提案制度や事務改善委員会の活用を図る。
 - ・電算システム共同化に合わせ、事務処理の見直しに努める。

【総務部門】

(1) 現状認識

- ① コンプライアンスの徹底や内部検査の充実等、運営規律の一層の強化が必要である。
- ② 業務の迅速かつ適正な処理により、利用者の期待に応えるため、人材育成による能力の向上とともに、人材の活用により職場の活性化を図る必要がある。
- ③ 利用者の満足度を高めるため、要望、意見等に迅速に対応する体制づくりが必要である。
- ④ 協会の持続的な安定経営に向け、より一層の運営基盤の充実が必要である。

(2) 具体的な課題

- ① 運営規律の強化
- ② 人材の育成
- ③ 活力ある職場づくり
- ④ 利用者の満足と信頼される職場づくり
- ⑤ 運営基盤の確立

(3) 課題解消のための方策

- ① 運営規律の強化
 - ・コンプライアンス実施計画を着実に推進し、法令遵守態勢の充実に努める。
 - ・個人データ安全管理体制の充実に努め、個人情報の一層の保護に努める。
 - ・危機管理体制を点検し、体制の充実に努める。
 - ・内部検査を計画どおり実施し、不正過誤の未然防止、業務の改善、効率化に努める。
 - ・経営計画を適正に評価し、公表する。
- ② 人材の育成
 - ・中小企業診断士や目利き能力のある人材の養成に努める。
 - ・研修機会の拡充を図るとともに、職員の自主研修を支援する。
 - ・各種講演会や外部団体との交流の機会等を図り、職員の資質の向上に努める。
- ③ 活力ある職場づくり
 - ・人事考課制度により、職員の能力と活力の向上に努める。
 - ・能力と責任に対応した適切な処遇を行う。
- ④ 利用者の満足と信頼される職場づくり
 - ・協会に対する苦情、相談等に一元的に対応する体制を整える。
 - ・接遇やC S等の研修による資質の向上に努める。

⑤ 運営基盤の確立

- ・安定的な収支を確保し、継続的に基本財産の造成に努める。
- ・資金運用計画に基づき安全、有利な資金運用に努める。
- ・事務の合理化やコスト意識をもって経費節減に努める。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	積算の根拠(考え方)
保証承諾	108,000	109.1	95.2	<ul style="list-style-type: none"> ・保証承諾 19年度の保証状況を勘案し、19年度計画の9.1%増を見込んだ。 ・代位弁済 最近の景況感、企業倒産動向等を踏まえ、19年度計画の6.4%増を見込んだ。 ・実際回収 地価の下落傾向が続いており、物件処分による配当が期待できないが、一括回収の促進や保証協会債権回収(株)の活用等を加味し、19年度計画と同額の15億円を見込んだ。
保証債務残高	285,000	106.0	100.7	
保証債務平均 残高	281,700	104.3	100.6	
代位弁済	5,000	106.4	96.7	
実際回収	1,500	100.0	97.3	
求償権残高	843	93.7	78.6	

4-1 収支計画(全体)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,001	95.7	94.5	1.07
保証料	2,561	93.6	93.1	0.91
運用資産収入	225	118.4	107.7	0.08
その他	215	102.9	99.5	0.08
経常支出	2,459	102.3	100.8	0.87
業務費	778	106.0	106.4	0.28
借入金利息	4	66.7	57.1	0.00
信用保険料	1,592	104.3	100.2	0.57
雑支出	85	62.0	75.9	0.03
経常収支差額	542	73.9	73.6	0.19
経常外収入	6,435	103.8	103.3	2.28
償却求償権回収金	249	98.8	97.6	0.09
責任準備金戻入	1,726	101.3	100.5	0.61
求償権償却準備金戻入	198	90.4	110.0	0.07
求償権補填金戻入	4,262	105.9	104.5	1.51
その他	-	-	-	-
経常外支出	6,954	106.0	102.4	2.47
求償権償却	5,056	107.0	103.9	1.79
責任準備金繰入	1,739	104.7	100.8	0.62
求償権償却準備金繰入	159	90.3	80.3	0.06
その他	0	-	-	-
経常外収支差額	△ 519	143.0	92.2	△ 0.18
金融安定化特別基金取崩額	73	811.1	1460.0	0.03
制度改革促進基金取崩額	-	-	-	-
当期収支差額	96	25.3	53.9	0.03
収支差額変動準備金繰入額	-	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	-	-	-	-
基金準備金繰入額	96	25.3	53.9	0.03
基金準備金取崩額	0	-	-	-
金融安定化特別基金繰入額	-	-	-	-
基金取崩額	-	-	-	-

積算の根拠(考え方)

- 「保証料」については、弾力化対象及び対象外それぞれの保証料率別の保証承諾見込額を加味して算出した。
- 「業務費」については、電算システム共同化後の運用経費を見込んだ。
- 「信用保険料」については、平成 19 年度の保証債務平均残高の割合を参考に算出した。
- 「雑支出」については、平成 20 年 7 月稼動予定の電算システム共同化に係る費用を見込んだ。
- 「責任準備金繰入」については、平成 19 年度末の保証債務残高見込額及び 90 日超期限経過債務見込額を参考に所定の割合で算出した。
- 「求償権償却」、「求償権補填金戻入」及び「求償権償却準備金繰入」については、平成 19 年度の見込率を参考に算出した。

4-2 収支計画(特別会計)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
経常収入	24	77.4	58.5
保証料	19	73.1	55.9
預け金利息	3	150.0	100.0
雑収入	2	100.0	66.7
その他	0	—	—
経常支出	53	93.0	94.6
業務費	45	97.8	97.8
信用保険料	8	72.7	80.0
経常収支差額	△ 29	△ 111.5	△ 193.3
経常外収入	175	74.5	59.1
償却求償権回収金	39	100.0	84.8
責任準備金戻入	24	63.2	75.0
求償権償却準備金戻入	7	70.0	87.5
求償権補填金戻入	105	70.9	50.0
経常外支出	219	100.0	76.6
求償権償却	190	102.2	74.5
責任準備金繰入	20	69.0	83.3
求償権償却準備金繰入	9	225.0	128.6
経常外収支差額	△ 44	—	—
当期収支差額	△ 73	811.1	1,460.0
金融安定化特別基金繰入額	—	—	—
金融安定化特別基金取崩額	73	811.1	1,460.0
金融安定化特別会計収支差額累計額	△ 439	117.4	119.9

積算の根拠(考え方)

○特別会計の収支については、全体に占める特別会計の割合等を参考に算出した。

5 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
金融 年度 機 関 中 出 捐 負 担 金	県	-	-	-
	市 町 村	-	-	-
	金融機関等	-	-	-
	合計	-	-	-
基金取崩		-	-	-
基金準備金繰入		96	25.3	53.9
基金準備金取崩		-	-	-
金融安定化特別基金繰入		-	-	-
金融安定化特別基金取崩		73	811.1	1,460.0
期 末 基 本 財 産	基金	4,985	100.0	100.0
	基金準備金	9,301	99.1	101.0
	金融安定化特別基金	1,400	95.5	95.0
	合計	15,686	99.0	100.1

制度改革促進基金造成		-	-
制度改革促進基金取崩	-	-	-
制度改革促進基金期末残高	335	-	-

収支差額変動準備金繰入	-	-	-
収支差額変動準備金取崩	-	-	-
収支差額変動準備金期末残高	3,640	100.0	100.0

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助			-	-
基金補助金			-	-
地方公共団体からの財政援助		569	110.3	101.4
保証料補給 (「保証料」計上分)		-	-	-
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		178	101.7	101.7
損失補償補填金		391	114.7	101.3
事務補助金 (保証料補給分を除く)		-	-	-
借入金運用益		-	-	-

積算の根拠(考え方)

- 基本財産
安定的な収支を確保し、継続的な造成に努める。
- 制度改革促進基金
平成19年度末残高見込は335百万円であるが、平成20年度の国からの財政援助は不明のため、造成額は空欄とした。

6 経営諸比率

平成20年度

(単位:%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比 増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.91	△ 0.10	△ 0.07
運用資産収入の保証債務 平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.08	0.01	0.01
経費率	経費(業務費＋雑支出)／保証債務平均残高	0.31	△ 0.01	0.01
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.17	△ 0.01	0.00
(物件費率)	物件費(経費－人件費)／保証債務平均残高	0.14	0.00	0.01
信用保険料の保証債務 平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.57	0.00	0.00
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	8.68	△ 0.89	△ 0.07
固定比率	事業用不動産／基本財産	0.31	△ 0.02	△ 0.02
基金の基本財産に占める 割合	基金／基本財産	31.78	0.32	△ 0.05
求償権による基本財産 固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	4.36	△ 0.21	△ 1.22
		843百万円		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	18.17 倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.77	0.03	△ 0.08
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.87	△ 0.52	△ 0.01

(注) 1 基本財産は、決算処理後のものである。

2 求償権による基本財産固定率の比率欄の下段数値は、年度末の求償権残高である。